

「第 7 期滝川市障がい福祉計画」の策定について

1 計画の位置づけ

「障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」の規定に基づき策定する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業についての提供体制の確保及び円滑な実施に関する計画です。なお、「児童福祉法」の規定に基づき策定する障がい児通所支援及び障がい児相談支援についての提供体制の確保及び円滑な実施に関する計画である「障がい児福祉計画」についても、この計画に包含しています。

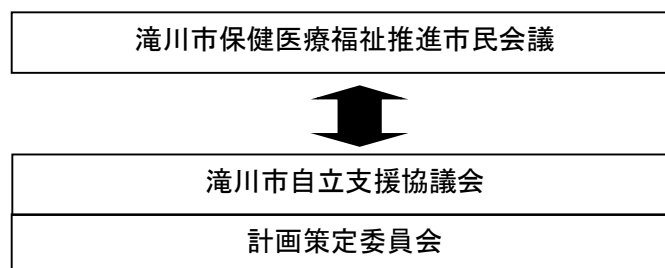
また、この「障がい福祉計画」は、「障害者基本法」に基づき、本市の基本計画として策定された「障がい者計画」の実施計画として位置づけられるものです。

2 計画の期間

H 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
		障がい者計画					障がい者計画					障がい者計画					障がい者計画					
第 1 期 障がい福祉 計画			第 2 期 障がい福祉 計画			第 3 期 障がい福祉 計画			第 4 期 障がい福祉 計画			第 5 期 障がい福祉 計画			第 6 期 障がい福祉 計画			第 7 期 障がい福祉 計画				

3 計画の策定体制

保健医療福祉推進市民会議を計画策定の総括機関とし、障がい者等への支援の体制の整備を図るため関係機関等により構成される「滝川市自立支援協議会」において計画策定委員会を設置して検討を進めます。



4 計画策定のスケジュール

計画策定のスケジュールは下表のとおりですが、策定委員会の進行状況などにより開催が変更になる場合があります。

月 日	市民 会議	策定 委員会	内 容
R5 年 9 月	○		計画策定の概要（諮問）
10 月		○	前計画の実績等の提示と意見聴取
11 月		○	素案の提示
12 月	○		計画（素案）の報告
R6 年 1 月	○		計画（案）の報告（答申）
3 月			計画策定

5 その他

滝川市の現況（令和 5 年 3 月末現在）～別添 1